

ライトアングル(茶茶くらぶ)破産被害救済について

2007年(平成19年)11月 8日

大阪弁護士会消費者保護委員会

副委員長 田 村 康 正

第1 株式会社ライトアングルの破産までの経緯について

1 株式会社ライトアングル 1999年(平成11年)11月11日 設立

事業部門 エステティックサロン「ミアティア」

飲食店「宇奈とと」

茶道教室「茶道裏千家 茶茶くらぶ」

今年8月14日 自己破産申立てにより破産開始決定

破産原因は、報道によると、教室の保証金などの初期投資がかさみ、財務状況が悪化したというものである。

2 「ミアティア」、「宇奈とと」- 営業継続中

「茶茶くらぶ」- 今年10月15日営業譲渡断念

3 「茶茶くらぶ」の営業譲渡断念により、受講料を支払い済みの受講生らについて、未受講分の受講料の返金を受けられるのか、また受講料支払いのために締結したクレジット契約に基づく分割金の支払いをどうすべきかなどの消費者被害が発生するに至った。

4 具体的に、「茶茶くらぶ」が受講生らに提供していたコースについて、大阪弁護士会の把握するところは以下のとおり。

身のこなしコース

受講回数 : 全3回×60分

授業料 : 18,000円

分割払いお支払い例 約9,000円×2ヶ月

茶茶くらぶジャックス VISA カードでお支払いの場合、2回まで

金利手数料無料

受講期間 : 2か月以内

見習いコース

受講回数 : 全18回×60分

授業料 : 68,000円

分割払いお支払い例 約6,900円×10ヶ月

茶茶くらぶジャックス VISA カードでお支払いの場合、10回まで

金利手数料1%

受講期間 : 9か月以内

入門コース

受講回数 : 全54回×60分

授業料 : 167,000円 <7月限定> 最大18,000円OFF

分割払いお支払い例 約7,000円×24ヶ月

茶茶くらぶのジャックス VISA カードでお支払いの場合、24回まで

金利手数料1%

受講期間 : 27か月以内

中級修得・前期コース(入門コース後半過程)

受講回数 : 全36回×60分

授業料 : 128,000円

分割払いお支払い例 約5,400円×24ヶ月

茶茶くらぶジャックス VISA カードでお支払いの場合、24回まで

金利手数料 1 %

受講期間 : 18 か月以内

中級修得・後期コース

受講回数 : 全 42 回 × 60 分

授業料 : 178,000 円

分割払いお支払い例 約 7,500 円 × 24 ヶ月

茶茶くらぶジャックス VISA カードでお支払いの場合、24 回まで

金利手数料 1 %

受講期間 : 21 か月以内

特別修得コース

受講回数 : 全 96 回 × 60 分

授業料 : 298,000 円 <7 月限定> 最大 25,000 円 OFF

分割払いお支払い例 約 8,400 円 × 36 ヶ月

茶茶くらぶジャックス VISA カードでお支払いの場合、36 回まで

金利手数料 1 %

受講期間 : 48 か月以内

継続コース(1)、(2)、(3)

受講回数 : 全 48 回(1)、全 96 回(2)、全 144 回(3) × 60 分

授業料 : (1)192,000 円 (2)345,000 円 (3)460,000 円

分割払いお支払い例 (1)の場合約 8,080 円 × 24 ヶ月

茶茶くらぶジャックス VISA カードでお支払いの場合、(1)は 24 回、

(2)(3)は 36 回まで金利手数料 1 %

受講期間 : 2 年以内(1)、3 年以内(2)、4 年以内(3)

なお、各コースとも 1 か月 9 回まで、1 日 3 回までしか受講できない。

第2 破産に伴う法律問題とその処理について

1 破産手続による配当可能性 - なし

総債権者数： 1万5698名

一般債権 14億6030万円

未払税金 8800万円

未払労働債権 2740万円

総額 15億7570万円

総資産 700万円

(管財人ホームページ <http://ra-kanzai.com/default.aspx> より抜粋)

2 クレジット会社に対する抗弁または請求

授業の債務不履行は、本来、茶道教室の業務を提供する「茶茶くらぶ」にしか言えない抗弁(茶茶くらぶ - 受講生間でだけ言える文句)。

一方、割賦販売法30条の4は、立替金の償還条件が

「2か月以上の期間にわたり」かつ

「3回以上」の分割払いであるときには(同法2条3項)

「当該支払の請求をする割賦購入あつせん業者に対抗することができる」ことを定めている。

したがって、分割払いの条件が上記をみたす受講生は、「茶茶くらぶ」閉鎖によりお茶の稽古ができなくなったことを理由として、クレジット会社に対する未払金の支払いを拒むことができる。 - あとは払わないと言える

別紙資料の「支払停止の抗弁書」を提出すれば、残りのクレジット債務を払わないですむという限度で助かる。

これに対し、支払方法は上記のとおりだが、既にクレジット全額を支払い済みの受講生については、割賦販売法30条の4の規定自体では救済されな

い(「対抗することができる」の解釈)。

3 その他の支払方法の受講生

(1) クレジットを利用した分割払い(2回払い) - 30条の4適用なし

(2) クレジットを利用した一括払い(1回払い) - 30条の4適用なし

(3) クレジットを利用しない現金払い - もともとクレジット会社関係なし

以 上